

## 令和5年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和5年1月12日（木）午後2時00分  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番	正木	善昭	2番	大井	栄一
3番	中野	栄	4番	三須	清一
5番	宮久保	勝	6番	森	茂
7番	川村	泉治	8番	根本	博
9番	大炊	三枝子	10番	田口	忠

### 4. 出席事務局職員

局 長	柏木	幸昌
農地係長	遠藤	幸廣
主任主事	片桐	圭悟
主 査	富塚	隆則

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

報告第4号 農用地利用集積計画の変更について

報告第5号 生産緑地のあっせんについて

**三須清一会長** ただいまから令和5年第1回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1番 正木善昭委員

2番 大井栄一委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号と議案第2号の合計2議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」中間管理機構14件、新規設定1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日令和5年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇の地目畑1筆、面積は2,899平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約600メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の2ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、譲渡人は〇〇〇〇の方です。新規就農するため賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人及び譲渡人の子の立会いの下、現地調査を行い審議いたしました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.58ヘクタールで、農業従事日数は、計画では本人が年間200日で、妻も200日です。農用自動車、草払い機、耕運機をそろえています。

農業経営実施計画書からは、農地の下限面積要件や、常時従事要件も満たしていると考えられることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

正木委員。

**正木善昭委員** 1点、新規就農ということですが、以前に経験とか、また指導を受けられる相手先とかあるのでしょうか。といいますのは、パパイヤとかブドウですので、技術が必要だと思われま。要はただ植えて育てていくものとは思えないものでしたから。そのあたりの情報をお持ちでしたらお願いいたします。

**事務局** お答えします。

議案資料の11ページを御覧ください。

3) のところですが、そこの2行目の辺り、やぎぬま農園というところで申請者は数年間指導を受けていたという実績がございます。

**三須清一会長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は13ページからとなります。

農用地利用集積計画(案)の申請件数は、中間管理機構14件、新規設定1件です。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は9,110平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,863平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号3番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,805平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号4番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は966平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号5番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,000

平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号6番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,658平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号7番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,400平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号8番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,311平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラムです。

整理番号9番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は5,414平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号10番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は6,766平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号11番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,265平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号12番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑8筆、合計面積は2,038平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号13番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は1,258平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号14番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は1,130平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号15番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は2,386平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万円です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 整理番号1番、整理番号2番、整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め9.11ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が200日、子が100日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号6番、整理番号7番、整理番号8番、整理番号9番、整理番号10番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め10.71ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が180日、父も180日、子も180日です。トラクター、コンバイン、田植機等をそろえています。

整理番号11番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみで1.12ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日、妻も350日です。トラクター、農用自動車、管理機等をそろ

えています。

整理番号12番、13番、14番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め0.45ヘクタールで、今年度の新規就農者でブルーベリー栽培を行います。

整理番号15番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め3.32ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が250日です。トラクター、農家用軽貨物、管理機等をそろえています。

以上の内容をもとに審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は第1号から5号までの5件です。

報告第1号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、11件受理しました。

届出事由は、住宅が3件、駐車場が5件、敷地拡張が2件、道路が1件です。

報告第2号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。通知の事由は、耕作者変更です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は、相続です。

報告第4号は、「農用地利用集積計画の変更について」で、1件受理しました。





申出地の概要は、別紙資料6のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料6の裏面になります。

整理番号7番は、〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇、〇、〇、〇の合計4筆、合計面積は1,685平方メートルで、所有者は〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、市役所公園緑地課より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料7のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料7の裏面になります。

買取り価格については買取り希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取り価格を設定することとなります。お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら2月10日の金曜日までに事務局まで御連絡ください。よろしくお願いたします。

事務局からは、以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から5号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第1回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。